

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社ダイニチ

業者の住所：長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1 7 0 5

2 指名停止措置期間：令和 2 年 1 0 月 2 6 日～令和 3 年 2 月 2 5 日

3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、株式会社ダイニチの代表取締役が、長崎県波佐見町が発注した 3 件の町立小中学校の空調機取り付け工事において、同町職員から入札前に設計金額を教えてもらい落札したとして、令和 2 年 9 月 1 6 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで長崎県警に逮捕されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる、株式会社ダイニチの代表取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

従って、本件については、指名停止 4 か月を適用する。

< 指名停止措置要領付表第 2 >

措 置 要 件	期 間
1 ～ 9 省略 (競売入札妨害又は談合)	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内
1 0 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。 1 1 ～ 1 6 省略	